

高速道路における交通警察の運営に関する細則

(昭和46年5月1日警察庁訓令第13号)

施行 昭和46年5月1日

改正 昭和47年9月14日警察庁訓令第10号  
昭和48年11月5日警察庁訓令第9号  
昭和49年10月14日警察庁訓令第9号  
昭和52年12月27日警察庁訓令第10号  
昭和53年11月30日警察庁訓令第5号  
昭和54年3月5日警察庁訓令第3号  
昭和55年3月27日警察庁訓令第2号  
昭和56年10月1日警察庁訓令第12号  
昭和57年4月22日警察庁訓令第8号  
昭和57年11月18日警察庁訓令第14号  
昭和58年3月12日警察庁訓令第1号  
昭和59年4月11日警察庁訓令第5号  
昭和60年1月22日警察庁訓令第1号  
昭和60年3月20日警察庁訓令第3号  
昭和61年3月3日警察庁訓令第4号  
昭和62年5月21日警察庁訓令第4号  
昭和63年3月24日警察庁訓令第2号  
昭和63年10月6日警察庁訓令第10号  
平成3年2月4日警察庁訓令第2号  
平成3年12月9日警察庁訓令第9号  
平成4年2月20日警察庁訓令第1号  
平成8年12月10日警察庁訓令第8号  
平成9年4月1日警察庁訓令第6号  
平成9年12月15日警察庁訓令第10号  
平成11年8月13日警察庁訓令第12号  
平成16年3月18日警察庁訓令第3号  
平成18年9月25日警察庁訓令第13号  
平成21年3月31日警察庁訓令第7号

(高速道路交通警察隊の設置の基準)

第1条 高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路(以下「指定自動車専用道路」という。))をいう。以下同じ。)の路線が管轄区域内に存する都道府県警察(以下「関係府

県警察」という。)は、関係府県警察の本部の交通部に高速道路交通警察隊(以下「隊」という。)を置くものとする。

2 隊の編成基準は、別表第1のとおりとする。

(隊の任務)

第2条 隊においては、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 高速道路における交通事故防止対策に関すること。
- (2) 高速道路における交通の指導及び取締りに関すること。
- (3) 高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
- (4) 高速道路における交通規制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高速道路における交通警察に関すること。

2 隊においては、前項に掲げるもののほか、当該都道府県公安委員会の定めるところにより、管轄区域内の高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務を処理するものとする。

(道路交通法第110条第2項に規定する指示等)

第3条 高速道路における交通警察の運営に関する規則(以下「規則」という。)第4条第2項の規定に基づき管区警察局長(以下「局長」という。)に行わせる道路交通法第110条第2項に規定する指示(以下「指示」という。)は、当該管轄区域内の事項に係るもののうち、全国一斉取締り等全国的な交通警察の運営に関するもの及び都、道又は他の管区警察局長の管轄区域にまたがる事案につき警察庁長官が行うものを除いたものとする。

2 前項の規定により局長が行うこととなる指示のうち、緊急かつ現場的な事案に係るものは、あらかじめ局長が定めるところにより高速道路管理官が行うことができる。

(高速道路管理室)

第4条 管区警察局長に、高速道路管理官を長とする高速道路管理室を置く。

2 高速道路管理室の名称、位置及び担当区域は、別表第2のとおりとする。

(高速道路管理官の任務)

第5条 高速道路管理官は、局長の命をうけ、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 担当区域内における交通事故防止対策の連絡、調整及び指示に関すること。
- (2) 担当区域内における交通の指導および取締りの連絡、調整および指示に関すること。
- (3) 担当区域内における交通事故・事件の捜査および処理の連絡、調整および指示に関すること。
- (4) 担当区域内における交通規制の連絡、調整および指示に関すること。
- (5) 高速道路系波に係る無線の統制および警察に通報される非常電話の受理に関すること。
- (6) 隊の管理の連絡及び調整に関すること。
- (7) 他の管区高速道路管理官、道路管理者その他関係機関との連絡に関すること。
- (8) その他局長が特に命ずる事項。

附 則

この訓令は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月3日警察庁訓令第4号)

この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 中部管区警察局一宮高速道路管理室の担当区域に、高速自動車国道東海北陸自動道の路線のうち、中部管区警察局の管轄区域に係る区間を加える改正規定 昭和61年3月5日

(2) 関東管区警察局八王子高速道路管理室の担当区域に、高速自動車国道中央自動車道長野線のうち、関東管区警察局の管轄区域に係る区間を加える改正規定 昭和61年3月25日

附 則 (昭和62年5月21日警察庁訓令第4号)

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 (昭和63年3月24日警察庁訓令第2号)

この訓令中東北管区警察局仙台高速道路管理室に係る部分は昭和63年3月24日から、中国管区警察局広島高速道路管理室に係る部分及び四国管区警察局川之江高速道路管理室に係る部分は同年4月10日から施行する。

附 則 (昭和63年10月6日警察庁訓令第10号)

この訓令は、昭和63年10月6日から施行する。ただし、東北管区警察局仙台高速道路管理室の項の担当区域の欄の改正規定は同年10月13日から、九州管区警察局福岡高速道路管理室の項の担当区域の欄の改正規定中一般国道3号及び県道指宿鹿児島インター線に係る部分は同年10月19日から施行する。

附 則 (平成3年2月4日警察庁訓令第2号)

この訓令は、平成3年2月4日から施行する。

附 則 (平成3年12月9日警察庁訓令第9号)

この訓令は、平成4年1月16日から施行する。

附 則 (平成4年2月20日警察庁訓令第1号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月10日警察庁訓令第8号)

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日警察庁訓令第6号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日警察庁訓令第10号)

この訓令は、平成9年12月18日から施行する。

附 則 (平成11年8月13日警察庁訓令第12号)

この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成11年11月1日)から施行する。

附 則 (平成16年3月18日警察庁訓令第3号)

この訓令は、平成16年3月20日から施行する。ただし、別表第2関東管区警察局岩槻第二高速道路管理室の項の改正規定(「高速自動車国道新東京国際空港線」を「高速自動車国道成田国際空港線」に改める部分に限る。)は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日警察庁訓令第6号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日警察庁訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

隊の編成基準

1 分駐隊の設置

管轄区域内の高速道路の路線の延長が50キロメートルを超える関係府県警察の隊には、おおむね50キロメートルごとに分駐隊を置くものとする。

2 隊の人員の基準

隊の人員は、次に掲げる体制が確保できるよう定めるものとする。

(1) 本隊及び分駐隊の指揮体制

本隊に隊長を、分駐隊に分駐隊長を置くものとし、部制勤務の部ごとに指揮者を置く。

(2) 本隊及び分駐隊における事務処理体制

ア 本隊及び分駐隊には通信要員が常時勤務する体制をとる。

イ 本隊及び分駐隊には、交通の指導取締り、交通事故・事件の捜査及び処理並びに交通の規制に関する事務のほか、道路交通法に定める交通警察に関する事務その他隊務を処理する体制をとる。

(3) パトロール体制

パトロールがおおむね30分間隔の警ら密度でできる体制をとる。

(4) 交通事故・事件の捜査処理体制

ア 交通事故・事件等の発生の際、おおむね10分以内に現場へ到達して必要な初動措置をとることができる体制をとる。

イ 事故・事件の発生状況に応じて実況見分、交通障害の排除、交通の誘導整理等の捜査及び処理活動をできるだけ迅速かつ適正に行うことができる体制をとる。

(5) インターチェンジ及びサービスエリアにおける体制

各インターチェンジ及び必要なサービスエリアにおいては、常時警戒及び取締りに当たる体制をとる。

(6) 隊の勤務体制

隊員の勤務は、原則として3部制勤務とする。

別表第2（第4条関係）

名 称	位 置	担 当 区 域
東北管区警察局 仙台高速道路管 理室	仙 台 市	東北管区警察局の管轄区域に係る高速道路の区間
関東管区警察局 川崎高速道路管 理室	川 崎 市	関東管区警察局の管轄区域のうち、神奈川県及び静岡県 の区域に係る高速道路（高速自動車国道中央自動車 道並びに一般国道409号及び一般国道138号の指 定自動車専用道路部分を除く。）の区間
関東管区警察局 八王子高速道路 管理室	八 王 子 市	関東管区警察局の管轄区域に係る高速自動車国道中央 自動車道、高速自動車国道関越自動車道（長野県の区 域に係るものに限る。）及び高速自動車国道中部横断 自動車道並びに一般国道138号の指定自動車専用道 路部分の区間
関東管区警察局 岩槻高速道路管 理室	さいたま市	関東管区警察局の管轄区域のうち、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県及び千葉県に属する区域に係る高速道路並び に神奈川県に属する区域に係る一般国道409号の指定自動 車専用道路部分の区間
関東管区警察局 新潟高速道路管 理室	新 潟 市	関東管区警察局の管轄区域のうち、新潟県の区域に係 る高速道路の区間
中部管区警察局 一宮高速道路管 理室	一 宮 市	中部管区警察局の管轄区域のうち、岐阜県、愛知県及 び三重県の区域に係る高速道路の区間
中部管区警察局 金沢高速道路管 理室	金 沢 市	中部管区警察局の管轄区域のうち、富山県、石川県及 び福井県の区域に係る高速道路の区間
近畿管区警察局 吹田高速道路管 理室	吹 田 市	近畿管区警察局の管轄区域に係る高速道路の区間
中国管区警察局 広島高速道路管 理室	広 島 市	中国管区警察局の管轄区域に係る高速道路の区間
四国管区警察局 高松高速道路管 理室	高 松 市	四国管区警察局の管轄区域に係る高速道路の区間
九州管区警察局 福岡高速道路管 理室	太 宰 府 市	九州管区警察局の管轄区域に係る高速道路の区間